

京丹波町広報紙広報京丹波広告募集要項

1 趣旨

この要項は、京丹波町有料広告掲載要綱（平成23年京丹波町告示第17号、以下「要綱」という。）に基づき、京丹波町広報紙「広報京丹波」（以下「広報京丹波」という。）における広告物の掲載に関し、必要な事項を定める。

2 広報京丹波の発行概要

体裁 A4判、1色刷り、平均28ページ
発行回 毎月1回（年12回）、原則17日発行
配布部数 約6,000部
配布 京丹波町域（各戸配布）
町内事業所・公共施設等

3 掲載枠数及び場所

1ページあたり2枠で、1号あたり最大20枠とし、各ページの最下段に掲載する。

※ 広告の掲載場所は町で決定します。

※ 同一申込者が申し込める広告は、1号につき1枠限りとします。

ただし、1つの広告で1枠以上（最大2枠）掲載する場合はこの限りではない。

4 掲載期間

掲載月から最長で1年間

※ 1号単位で申し込みでき、複数号の申し込みもできます。

5 掲載料

1枠 5,000円（1号あたり）

※ 申し込みいただいた月分を一括で納付。

※ 納付された掲載料は、還付しません。

6 広告の規格

大きさ 縦4cm×横9cm

配色 黒1色（グレースケール）

原稿 PDFデータで提出すること。

※データの条件等については、事前にご相談ください。

※「京丹波町有料広告掲載要綱」に基づいて作成してください。

※広告の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担となります。

※広告内容に関する責任は、広告主が負います。

7 募集方法及び募集時期

町ホームページ、広報京丹波等により随時募集し、原則申し込み先着順とする。ただし、下記に定める期日までに申し込みをすること。

【申し込み期限】掲載希望月の前月10日

※ただし、2回目以降の申請の場合、掲載原稿に変更のない場合に限り掲載希望月の前月20日までとします。

※上記の期日が土・日・休日となる場合は、直前の開庁日とします。

※掲載枠の空き状況は、デジタル広報課までお問い合わせください。

8 申込方法

掲載を希望する広告原稿を添え、要綱第4条の広告掲載申請書（様式第1号）を提出すること。

9 掲載までの流れ

①広告掲載申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、広告原稿（出力見本及びデータ）を添えて、電子メール、郵送又は持参すること。

②要綱第6条の規定により、広告掲載の承諾の可否を決定し、要綱第5条の広告掲載決定（却下）通知書（様式第2号）を送付する。

なお、掲載決定の場合は、請求書を同封する。

③掲載希望月の前月下旬の指定日までに、掲載料を支払うこと。

④広告掲載開始

※掲載料の入金を確認した後、希望された掲載号に広告を掲載します。

10 広告掲載の変更

広告内容の変更などを希望する場合は、要綱第7条の広告掲載変更（中止）届（様式第3号）を、変更希望月の前月20日までに提出すること。

11 広告掲載の中止

自己の都合により広告掲載を取り止めるときは、要綱第7条の広告掲載変更（中止）届（様式第3号）を、取り止める月の前月20日までに提出すること。

12 その他

申請にあたっては、この要項及び「京丹波町有料広告掲載要綱」を必ず確認すること。

13 お問い合わせ先

京丹波町総務部デジタル広報課広報広聴係

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1

電話 0771-82-3821

ファクシミリ 0771-82-0446

電子メール koho.11ch@town.kyotamba.lg.jp